

越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、クビアカツヤカミキリの被害に遭った樹木を伐採又は登録農薬による防除（以下「伐採等」という。）をする者に対し、町が交付する補助金（以下「本補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「クビアカツヤカミキリ」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。

2 この要綱において「被害木」とは、クビアカツヤカミキリによる被害又は樹木枯死の被害を受けた樹木（ただし、ウメを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に植生する被害木を所有し、又は管理する個人、法人又は自治会その他の団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に植生する被害木の所有者又は管理者であって、申請年度内に次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）のいずれかを実施する者

ア 埼玉県が作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリ被害防止の手引」（以下「手引」という。）に定める登録農薬（以下「登録農薬」という。）を被害木に使用する薬物防除その他手引に準じた防除

イ 被害木の伐採及び処分

(2) 同一年度における本補助金の交付額（同一世帯員に交付した額を含む。）が第5条に規定する限度額に達していない者

(3) 本補助金の交付申請時において、町税（個人にあつては、国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有していない者
(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 前条第1号アに規定する事業の委託に係る費用
- （2） 前条第1号アに規定する事業を補助対象者が自ら実施する目的で購入した登録農薬に係る費用（合計の額が5,000円以上である場合に限る。）
- （3） 前条第1号イに規定する事業の委託（町内業者に限る。）に係る費用
（補助金の額等）

第5条 本補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる全ての書類を添えて、越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

- （1） 被害木の伐採等に係る領収書（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）の写し又はこれに代わる書類の写し
- （2） 対象経費の詳細が分かるもの
- （3） 被害木の状況写真
 - ア 被害状況が確認できるもの
 - イ 伐採等の施工状況及び施工完了が確認できるもの
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者の第3条第3号に規定する町税を滞納していないことの確認は、町長が申請者の同意に基づいて町税の納付状況を調査する方法により行うものとする。

3 申請書の提出期限は、被害木の伐採等が完了した日の属する会計年度の2月末日（この日が越生町の休日を定める条例（平成元年条例第20号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その前日以前の町の休日でない最初の日）までとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請書が提出された場合は、速やかに内容を審査するとともに、本補助金の交付の可否を決定し、越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付（不交付）決定通知書（様

式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により本補助金の不交付を決定したときは、その理由を付さなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第8条 町長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正行為により本補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は本補助金に関する町長の指示に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消通知書(様式第3号。第4項において「取消通知書」という。)により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に本補助金を交付しているときは、本補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 4 町長は、前項の規定により本補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、取消通知書に代えて越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)を当該交付決定者に通知するものとする。

- 5 前条第2項の規定は、第1項の規定による取消しについて準用する。

(協力の要請)

第9条 町長は、必要に応じて本補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

越生町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

1 越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

伐採又は薬剤防除した木の場所	越生町						
伐 採 又 は 薬 剤 防 除 日	年 月 日						
防除を実施した樹木の種類：本数 及び防除の方法等	伐採	：	本	伐採木の処分方法		チップ化・焼却	
	薬剤	：	本	使用した薬剤の名称			
補 助 対 象 経 費	円（税込）					うち伐採：	円
						うち薬剤：	円
交 付 申 請 額 （ ※ ）				0	0	0	円
請 負 業 者	(名称)						
	(所在地)						

※交付申請額は、補助対象経費の1／2で1, 0 0 0円未満を切り捨てた額とし、5 0万円を上限とします。

添付書類(1) 被害木の伐採又は薬剤防除に係る領収書（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）
の写し又はこれに代わる書類

(2) 補助対象経費の詳細が分かるもの

(3) 被害木の状況写真

(①施工前の被害状況が確認できるもの ②施工状況及び施工完了が確認できるもの)

(4) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(注) 補助金は、予算額に達した時点で終了となります。

2 上記1の申請に対して補助金の交付の決定がされた場合は、次のとおり請求します。

また、越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金について、以下の口座への振込みを依頼します。

振 込 先	フリガナ						
	口座名義						
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合					
	店 舗 名	本店 ・	支 店 出張所	種別	普通 ・ 当座		
	口 座 番 号 (右詰め)						

同意書

私は、越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金の交付に係る審査のため、町職員が町税等の納付状況を確認するため、関係機関に対し、調査照会することについて同意します。

年 月 日

申請者 氏名

様式第 2 号（第 7 条関係）

越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付（不交付）
決定通知書

第 号
年 月 日

様

越生町長 印

年 月 日付けで申請のありました越生町クビアカツヤカミ
キリ被害拡大防止補助金の交付について、越生町クビアカツヤカミキリ被害
拡大防止補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付（不交付）
することに決定したので、通知します。

記

- ☐ 交付決定
交付決定額 円
- ☐ 不交付決定
理由

様式第 3 号（第 8 条関係）

越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

越生町長 印

年 月 日付けで申請のありました越生町クビアカツヤカミ
キリ被害拡大防止補助金の交付につきましては、下記の理由により交付の決
定を取り消しましたので、通知します。

記

理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定取消
通知書兼返還命令書

第 号
年 月 日

様

越生町長 印

年 月 日付け第 号で交付を決定し、及び交付した越生町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金について下記理由により交付決定を取り消します。ついては、既に交付した補助金を本通知到着後 2 週間以内に変換することを命じます。

記

1 取消理由

2 返還を命ずる額 円